

歯周病検診は、もうお済みですか？

受診期間は
12月末まで

歯周病の原因は、みがき残した歯垢に含まれる歯周病菌です。歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因となり、血管を通じて全身に影響します。かかりつけ歯科医をもち、定期的に自分のお口のチェックをしましょう。



【対象者】 令和5年度中に、40歳・50歳・60歳・70歳になる方
対象者には5月末に個別案内をしています。受診券を紛失された方はご連絡ください。

【内容】 歯周ポケットの深さや、歯垢や歯石の付着状況など、歯と歯ぐきの状態を調べます。希望者は同時に歯の表面クリーニングも行います。

【実施場所】 市内の契約歯科医療機関（要予約）

【自己負担金】 1,000円 ※むし歯治療や歯石除去は別に自己負担が必要です。

【問】 国保・健康課（健康係） ☎(0879)26-9908

街角の年金相談センターの 年金相談（予約制）

12月19日（火）10:00～15:00 寒川庁舎1階101会議室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。
（代理人の場合は委任状が必要となる場合があります）

【問】 街角の年金相談センター高松オフィス
☎(087)811-6020

年金事務所の出張年金相談 （予約制）

12月26日（火）10:00～15:00 長尾公民館2階研修室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。
（代理人の場合は委任状が必要となる場合があります）

【問・申】 高松東年金事務所お客様相談室
☎(087)804-0508

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に書類の添付が必要となります。

このため日本年金機構から、次のとおり「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
10月下旬から11月上旬	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和6年2月上旬	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

※マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをされている方に電子送付を行います。（その場合、証明書は郵送されません。）ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」と登録している方には郵送されます。

※ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料についても控除が受けられます。

【問】 ねんきん加入者ダイヤル ☎(0570)003-004 高松東年金事務所 ☎(087)861-3866